

平成28年9月

福島県の建設工事等の入札に参加される皆様へ

県発注工事等における消費税率の取扱いについて

平成28年8月24日の閣議決定により、消費税率10%への引上げについて、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を、平成28年10月1日から平成31年4月1日に変更することとされています。

これを踏まえ、平成29年4月1日以後に引渡しを行う県発注工事等の入札契約手続については、平成28年10月1日以後に請負契約を締結する場合においても、消費税率を8%として行うこととします。

福島県 総務部 入札監理課

電話 024-521-7899 FAX 024-521-3221

ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/>